

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定:平成 30 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 15 号。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、本年 8 月 19 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 85 号)等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 10 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「(最終改正：平成 30 年 3 月 5 日)」を「(最終改正：令和元年 8 月 19 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (1) の「3,760 円」を「3,820 円」に、イの「1,880 円」を「1,910 円」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (4) の「1,390 円」を「1,400 円」に、イの「690 円」を「700 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 5 中「(最終改正：平成 30 年 3 月 5 日)」を「(最終改正：令和元年 8 月 19 日)」に改める。